

高山市雪下ろし等助成事業

屋根の雪下ろし等費用の一部を助成します

市では、高齢者や障がいのある人などのみの世帯を対象に、市に登録してある事業者が実施した屋根の雪下ろし等の費用の一部を助成します。希望される方は事前にご相談ください。
制度の対象者であることを確認するため、事前の申請が必要となります。

利用できる方

市内に住所を有し、在宅で生活している次のアからウのいずれかに該当する世帯のうち、自力による屋根等の除排雪が困難で、親族やその他の支援が受けられない世帯

ア 65歳以上の高齢者のみの世帯

イ 障がいのある人などのみの世帯のうち次の①～③に該当する世帯

①身体障害者手帳1～4級または下肢・体幹機能障がい5級・6級

②療育手帳A1、A2、B1

③精神障害者保健福祉手帳1級、2級

ウ アとイのみで構成される世帯

※飛騨地域内（3市1村）に2親等内の支援できる親族（子ども等）がいる世帯、市税の滞納がある世帯、生活保護世帯、生計中心者の市民税額が15万円をこえる世帯は対象外となります

助成の対象となる経費

- ・現に居住している住宅の屋根の除雪にかかる経費（雪下ろし）
- ・現に居住している住宅の屋根の除排雪及び運搬にかかる経費（雪下ろし＋雪またじ）
- ・現に居住している住宅の除排雪及び運搬にかかる経費（雪またじ）
※雪捨て場までのトラック運搬が必要な場合が対象

対象外
×

- ・事業者以外が実施した経費
- ・同一敷地以外の建物にかかる経費
- ・空き家にかかる経費

助成限度額（年間）

生計中心者の市民税額により、助成額が決まります。

- | | | | | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|------------|--------|-------|
| A：市民税非課税世帯 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 助成対象経費の全額 | （助成限度額 | 12万円） |
| B：3万円以下の世帯 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 助成対象経費の2/3 | （助成限度額 | 8万円） |
| C：3万円を超え15万円以下 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 助成対象経費の1/3 | （助成限度額 | 4万円） |
| D：15万円を超える世帯 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 対象外 | | |

※年間助成限度額の範囲内で複数回利用が可能です。

※制度の対象者であることを確認するため、市税の課税状況を確認します。

1 回あたりの経費上限額

- ・屋根の雪下ろしにかかる経費・・・・・・・・・・ **4 万円**
 - ・屋根の雪下ろしと雪またじにかかる経費・・・・ **6 万円**
 - ・雪またじのみにかかる経費・・・・・・・・・・ **2 万円** ※雪捨て場までのトラック運搬が必要な場合が対象
- (例) B の場合 (助成率 2/3) 雪下ろし ($4 \text{ 万円} \times 2/3 = 2.6 \text{ 万円}$) / 雪下ろし + 雪またじ ($6 \text{ 万円} \times 2/3 = 4 \text{ 万円}$)

助成対象となる雪下ろし事業者

高山商工会議所及び高山市内の商工会の会員である事業者のうち、雪下ろし等助成事業にご協力いただける事業者となります。(事業者一覧表は申請者にお渡しします)

申請書類

事前の申請が必要です。

- ・助成申請書 (市ホームページからもダウンロードできます)
- ・本人確認できるもの (免許証、保険証、マイナンバーカードなど) を持参ください。
- ・障がい者手帳 (お持ちのかた)
- ・民生委員の意見書 (市役所から依頼しますので、空欄のまま提出ください)

助成金の支払い

- ・利用者に 1 枚 1,000 円の助成券を、助成限度額分お渡しします。
雪下ろし等の費用のお支払時に事業者へ助成券をお渡しください。助成上限額との差額分は自己負担となります。ただし、お釣りは出ません。

申請から利用までの流れ

①事前に申請書を提出 (利用者⇒市役所)

↓ ※申請から決定まで 2 週間程度かかります

②助成の可否を通知 (決定者には助成券、事業者一覧表、利用方法を渡します) (市役所⇒利用者)

↓

③事業者へ雪下ろしを依頼 (利用者⇒事業者)

↓

④事業者が雪下ろしを実施 (事業者)

↓

⑤助成券を事業者へ渡す

差額分は事業者の請求により利用者が事業者へ支払い (利用者⇒事業者)



問い合わせ先

高山市役所市民福祉部高年介護課

☎0577-57-5200 (直通) 0577-35-3178 (直通) または各支所地域振興課

障がい者のみの世帯の方は↓

高山市役所市民福祉部福祉課

☎0577-35-3356 (直通) または各支所地域振興課